

令和2年第4回教育委員会議 会議録

1. 開催日時

令和2年4月1日（水） 午後2時15分～午後3時30分

2. 開催場所

石鳥谷総合支所 3-2・3-3会議室

3. 出席委員（5名）

教育長 佐藤 勝
委員 中村 弘樹
委員 役重 眞喜子
委員 衣更着 潤
委員 中村 祐美子

4. 欠席委員（1名）

委員 熊谷 勇夫

5. 説明のため出席した職員

教育部長	岩間 裕子
教育企画課長	小原 賢史
学務管理課長	佐々木 晋
学校教育課長	佐々木 健一
こども課長	今井 岳彦
文化財課長	平野 克則

6. 書記

教育企画課 課長補佐 大竹 誠治 総務企画課係長 佐々木 晶子

7. 議事録

○佐藤教育長

ただ今から、令和2年度第4回花巻市教育委員会議臨時会を開会いたします。会議の日時、令和2年4月1日、午後2時15分。会議の場所、石鳥谷総合支所、3－2、3－3会議室でございます。日程第1、まず会期の決定であります。本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。はい、それでは異議なしと認め、本日1日と決定いたします。それでは日程第2「花巻市教育委員会教育長職務代理者の指名について」を事務局から説明願います。小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

日程第2「花巻市教育委員会教育長職務代理者の指名について」ご説明申し上げます。資料の1ページをご覧くださいようお願いいたします。教育長職務代理者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項により、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う」と規定されておりますことから、あらかじめ委員の中から、教育長が指名するものであります。

現在の教育委員会教育長職務代理者につきましては、昨年3月25日開催の第4回教育委員会議定例会において指名されておりますが、今回教育委員に異動がありましたことから、改めて職務代理者を指名するものであります。なお職務代理者の任期につきましては、特に定めはございませんので、教育長より新たに指名されるまではお勤めいただくこととなります。以上で説明を終わります。

○佐藤教育長

はい。それでは今事務局から説明がありました、教育長職務代理者には中村弘樹委員を指名したいと思います。中村委員さん、よろしくどうぞお願いいたします。それでは次、日程第3「教育委員会の会議における委員の議席の指定について」を、事務局から説明願います。はい、小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

日程第3「教育委員会の会議における委員の議席の指定について」ご説明申し上げます。資料の2ページをご覧くださいようお願いいたします。教育委員会の会議における委員の議席につきましては、花巻市教育委員会会議規則第4条第1項の規定によりまして、教育長が定めることとなっておりますことから、教育長が議席を指定するものであります。以上で説明を終わります。

○佐藤教育長

今、事務局から、議席の指定についての説明を受けました。この議席につきまして、いかがいたしましょうかということですが、既に意図的にこういう座席にさせていただいておりますが、今お座りいただいている座席のままでよろしいですか。それとも何かここが

いいとか、よろしいですか。はい。それでは今お座りいただいている席を議席として、これから進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

日程第4、議事に入ります。議案第9号「花巻市教育委員会会議規則の一部を改正する規則」を議題といたします。事務局から提案内容の説明をお願いいたします。はい、小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

議案第9号「花巻市教育委員会会議規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。本規則は、教育委員会の会議の方法として、映像等の送受信による通話による会議を追加しようとするものでございます。改正の内容についてご説明いたします。お手元に配付しております議案第9号資料も併せてご覧くださいようをお願いいたします。第2条の2は、委員が他の用務により遠隔の地にいるとき、交通機関の麻痺等により会議場への交通手段が確保できないとき、その他教育長が特に必要と認めるときは、各委員が映像と音声の送受信により相手の状況を相互に認識しながら通話を行うことができる方法、いわゆるインターネット回線を利用したテレビ会議、こういったものを想定してございますけれども、この方法によりまして、秘密会を除きます教育委員会の会議及び教育委員会協議会を行うことができる旨を定めるものであります。第27条は、委員会の会議の採決についての規定であります。映像等の送受信による通話の方法によって、これによって出席した委員であっても、採決の際の表決に加える旨の規定を追加するものであります。

次に施行期日ですが、この規則は令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○佐藤教育長

はい。テレビ会議という方式を導入するということでただ今事務局から説明を受けましたが、本案について質疑の方ございませんでしょうか。どうぞ。はい、役重委員。

○役重委員

はい、こういう方法でということを追加するということで、私のように日程調整でご迷惑をかけているせいなのかなと思ったりしているんですが、これは要するに例えば今回のコロナ対策とか、そういったことも視野に入れての改正ということなのか、それにかかわって教育委員会だけでなく、市全体でこういった方法を会議に取り入れようとするものなのかというあたりを1点お聞きしたいですし、あともう1点なんですけど、会議規則の12条で会議の公開ということが定められていますが、この公開についてはどういうふうな方法と考え方で公開したとするのかということについて確認させていただきたいと思っています。

○佐藤教育長

小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

はい、お答えいたします。今回の改正趣旨ということではございますけれども、まず、コロナが想定されるのかというお話でございますが、こういったご時世でございますので、当然そういった特殊な事情の場合も考えてまいりたいなと思っております。教育委員会だけか市全体でかというお話でございますけれども、実は市におきましては、市役所等こういった石鳥谷庁舎とか離れているケースが多いため、通常庁議とか、あと役所の中で行う政策協議みたいなものも、各部にテレビ会議のシステムを持っております、通常からこういった方法でなるべく移動時間を節減してという形で調整はさせていただいているというところであります。

特段例えば市の中の例規の中でこういった定めをするというのは恐らく今回が初めてかなと思っております。いずれ教育委員会は、ちょっと市長部局と異なりましてやっぱり合議制ということで、一定人数いないと議決ができないということもございますので、そういったことも配慮して今回まずは規定の整備をさせていただくというようなことを想定しております。全国的にも、あまりこういった規定を設けているところはなかなか見つからなかったんですけども、私どもが調べた中では滋賀県大津市の教育委員会でこのようなルールを持っておりますし、この大津市で文科省のほうに確認をした例がございまして、こういうことをして大丈夫ですかということも文科省から了解いただいて、大丈夫ということで設けた規定ということでございます。あと公開の関係ですけれども、通常この教育委員会議につきましても秘密会以外は傍聴を受け付けてございます。今回の規定によって、テレビ会議をする場合も同様に傍聴を入れるという形で想定してございます。今回秘密会除くというのは、やはりテレビ会議を行う場合の回線にはインターネットを使うということで、そこはセキュリティを配慮しなきゃならないということでそれは除かせていただきたいと想定しているものでございます。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

公開するときは、やっぱりこういう部屋を使って、そこにモニターがあって、そのようにそれを傍聴にも見るという形で公開するということですか。

○佐藤教育長

小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

そうでございます。あらかじめ招集する際に指定した会議場においてその場を映し出す

形を想定しております。

○佐藤教育長

ほかにございませんか。はい。中村委員。

○中村弘樹委員

これは、教育委員全員が準備をしなければいけないことだと思うんですが、そうでしょうか。

○佐藤教育長

小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

全員は必要ございません。今日この場には物がないんですけれども、いつも会議やっている会議場にはテレビ会議のシステムモニター等が置いてあるんですけれども、教育委員会会議を行う場にいらした方については準備は不要です。先ほどご説明したとおり、委員さんが特に特別な用務があって遠隔地に行ったりとか、あとは交通機関の麻痺で会場に来られないときは遠隔の地にそういった設備があれば、そこにいる方が機器で接続するというイメージです。例えばスマホでもいいですけれどもソフトでいえばskypeとか。あとはiPhoneでいうとfacetime。そこはお使いになっているものをお聞きしながら、テストしながらやっていきたいと。

○佐藤教育長

中村委員。

○中村祐美子委員

はい。それに関連して一つ質問させていただきたいんですけれども、先ほどfacetimeとかskypeっていうお話があったんですけれども、他にも色々使えるものがあると思うんですけれども、それは普通に持っていればそのままテレビ会議システムに繋ぐことが問題なくできるということですか。

○佐藤教育長

小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

お答えいたします。先程テレビ会議と申しましたけれども、基本的にはパソコン間で同じソフトが入っていて、繋がればそれは使えるというイメージです。端末上で映し出されたものを少し大型のモニターに映し出すということを当面想定してございます。

○佐藤教育長

中村委員。

○中村祐美子委員

ありがとうございます。

○佐藤教育長

遠隔地にいたらどうなるのでしょうか。岩間教育部長。

○岩間教育部長

3つの支所と消防と、農林と教育委員会と本庁というので画面で実際やっていますので、全員がやると言ってもできます。

○佐藤教育長

ほかにご質問ございませんでしょうか。

(なしの声)

○佐藤教育長

よろしいですか。はい。それでは質疑なしと認め、質疑を終結いたします。それでは採決いたします。お諮りいたします。議案第9号「花巻市教育委員会会議規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○佐藤教育長

はい、それでは異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり、議決されました。

次に、議案第10号「花巻市立学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。事務局から提案内容の説明をお願いいたします。はい。佐々木学務管理課長。

○佐々木学務管理課長

議案第10号「花巻市立学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。本規則は、地方公務員法の一部改正による会計年度任用職員制度への移行に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。それでは、改正の内容についてご説明いたします。お手元に配付しております、議案第10号資料も併せてご覧くださいようお願いいたします。今回の改正は地方公務員法の一部改正により、従来の非常勤の講師の職が地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する短時間勤務の会計年度任用職員となりますことから、文言の整理を行うものです。併せて1週間に29時間の範囲内としていた非常勤の講師の勤務時間に関し、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員は、「一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの」とありますことから、その上限が38時間45分未満となるため、規則における上限時間の記載を削除するものであります。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜

りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

このことについて、質疑の方ございませんでしょうか。佐々木課長、もっと簡単に言えばどのようなことでしょうか。佐々木学務管理課長。

○佐々木学務管理課長

時間を書く必要がないということから時間を削除したということでございます。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

地方公務員法の22条の2で1号にそういう規定があるわけですがけれども、今おっしゃったようにそうしますと実際の勤務時間は、任用者が勤務条件通知書によって定めるということでしょうか。

○佐藤教育長

佐々木学務管理課長。

○佐々木学務管理課長

そのとおりです。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

実際には38時間44分って決めてもいいってということになりましょうか。

○佐藤教育長

佐々木学務管理課長。

○佐々木学務管理課長

29時間で実際にやってるもので、昨年までは、教職員で29時間だったんですけれども、運動会とかそういうもので29時間超えるときは、2週間にわたって平均して29時間というルールもあったものなんですけれども、今回はそういうルールも何もなく、38時間45分未満と定めるものです。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

それはあくまでも予算上の問題であって、予算があれば地方公務員法上は可能ということですね。ちなみに、通常の職員の1週間当たりの勤務時間は38時間45分。だから38時間45分未満ということなんです。分かりました。そこは任命権者の裁量に委ねられているということよろしいですか。

○佐藤教育長

それは校長が割り振りするってことですよね。役重委員どうぞ。

○役重委員

でも上限は任用者ですよね。

○佐藤教育長

佐々木課長。

○佐々木学務管理課長

はい。

○佐藤教育長

はい、ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。それでは質疑なしと認め、質疑を終結いたします。採決いたします。お諮りいたします。議案第10号「花巻市立学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○佐藤教育長

はい。ありがとうございます。では異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり議決されました。では次に、議案第11号「花巻市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」を議題といたします。事務局から提案内容の説明をお願いいたします。はい、小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

議案第11号「花巻市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。本規則は、行政組織の改編及び地方公務員法の一部改正による会計年度任用職員制度への移行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。改正の内容についてご説明いたします。お手元に配付しております、議案第11号資料も併せてご覧ください。初めに第7条は、こども課の分掌事務の規定でありますけれども、幼児教育・保育の無償化の施行に伴いまして、廃止となります幼稚園児の就園奨励に関する事務の規定を削るほか、無償化に伴う事務の追加等を行うものでございます。第23条は、会計年度任用職員又は特別職非常勤職員が長として配置されます、花巻幼稚園、花巻市博物館、宮沢賢治イーハトーブ館、花巻新渡戸記念館及び萬鉄五郎記念美術館の教育機関に置く職員の職及び職務を定め、所要の整理を行うほか、花巻幼稚園に配置する主任指導主事の職務を定めるものであります。このうち特別職非常勤職員が、長として配置されますのはイーハトーブ館でございまして、その他は会計年度任用職員となるとこ

ろであります。次に施行期日でありますけれども、本規則は令和2年4月1日から施行しようとするものであります。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○佐藤教育長

はい。議案第11号「花巻教育委員会の行政組織規則の一部を改正する規則」についてということでございましたが、質問質疑、意見等ございませんでしょうか。役重委員。

○役重委員

説明では花巻幼稚園とか、長が会計年度任用職員なのでこういう置き換えがなされているのですが、いわゆる副館長、この場合の副館長は当然正職員ということでしょうか。所属職員を指揮監督するのは副館長になる。長が欠けたときの代理というのは。

○佐藤教育長

小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

副館長が欠けたときに誰が職務を代理するかというご質問ですよね。

そこで影響なるのは基本的には決裁権っていう部分になってこようかと思えますけれども、そちらにつきましては別の代決専決規程の中であらかじめ指定するものということで置いているものでございます。

○佐藤教育長

はい。役重委員。

○役重委員

それは代理ではなくてあくまで代決、もしくは専決という処理。すごい単純な話なんですけど、例えば入園式で園長が挨拶するとき、園長いませんというときは副園長がするんだと思うんですけど、そういったときは事実上するという、特にその決裁権みたいに、法的な何も効果が生じないですから、それはそれでいいのかなとも思いますが、根拠がなくっていいのかなっていう気もしますし。その辺は統一的にそういう扱いをされるということ。代理っていうのを規定しなくていいのか。

○佐藤教育長

はい、部長。

○岩間教育部長

今回の会計年度任用職員になることによって、花巻幼稚園の園長それから博物館の館長については、その職が助言がメインになるということで、その助言を代理するという考え方がなくなるということで整理がつくのではないかなというふうに思います。なので例えば挨拶等の代理となりますと、副園長ですとか副館長が行うということになって、権限的にそれを代理する者がいなければならないというような職ではなくなったということで、

名誉職のような形の職になりますので、それを代理するという考え方ではないというふう
に理解しております。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

例えばなんですけど、幼稚園だからもらえるかもしれないですけど、卒園の認定とかっ
ているのは、一応決裁しますよね。あれは副園長の決裁権になるっていうことですよ
ね。そして園長名の卒園証書を出すということですね。わかりました。

○佐藤教育長

この件について、まだございますか。なければ、お諮りいたします。花巻市議案第11
号「花巻市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決すること
にご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○佐藤教育長

はい、それでは異議なしと認め、議案第11号は原案のとおり議決されました。もう一
つ、議案第12号「花巻市教育委員会代決専決規程及び花巻市教育委員会の所管に属する
職員の服務規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。事務局から提案内容の説明
をお願いいたします。小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

はい。議案第12号「花巻市教育委員会代決専決規程及び花巻市教育委員会の所管に属
する職員の服務規程の一部を改正する訓令」についてご説明申し上げます。本訓令は、行
政組織の改編及び地方公務員法の一部改正による会計年度任用職員制度への移行に伴いま
して、所要の改正をしようとするものであります。改正の内容についてご説明いたしま
す。議案第12号資料も併せてご覧くださるようお願いいたします。二色でございます。初
めに第1条の部分、花巻市教育委員会代決専決規程の一部改正であります。条文の部分
の第1条の2は会計年度任用職員が長として配置されます、花巻幼稚園、花巻市博物館、
宮沢賢治イーハトーブ館、花巻新渡戸記念館及び萬鉄五郎記念美術館の教育機関にあって
は、副園長又は副館長に、課長等の専決権を付与するほか、課長補佐等に土沢幼稚園副園
長及び花巻幼稚園主任指導主事を追加するよう定義の整理を行うものでございます。続き
まして第8条の部分です。第8条は教育企画課長の専決事項の規定でありますけれども、会
計年度任用職員制度への移行に伴いまして文言の整理を行うものでございます。第10条
につきましては、こども課長の専決事項の規定でございますけれども、花巻幼稚園副園長

の服務事項を加えるものでございます。

次に、第2条は花巻市教育委員会の所管に属する職員の服務規程の一部改正であります。条文の第2条につきましては、教育機関の長のうち、花巻幼稚園副園長と土沢幼稚園長の所属長を保育園と同様にこども課長とするよう所属長の定義を整理するものであります。第3条は、出勤簿取扱主任の規定であります。教育機関の長のうち、花巻幼稚園副園長を出勤簿取扱主任とするよう規定の整理を行うものであります。次に施行期日ですが、本訓令は令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

はい。今事務局から説明を受けました。これも服務規程の一部改正ということでございますが、このことについて、質疑の方ございませんでしょうか。専決規程と服務規程、二つありますけれども、はい。役重委員。

○役重委員

代決専決規程の1条の2の改正なんですけど、教育機関の長、これはこれまでのこの第4号、課長等の定義なんですけど、教育機関の長にいわゆるこれまで博物館とふる歴、イーハトーブ館と萬鉄五郎記念美術館は、並列で規定されてたんですけど、これは今回その教育機関の長の中に括弧書きになってますから、教育機関でなかったものが教育機関になったということではないんですよね。今までも教育機関だったんですよね。この括弧の中に今までも入ってなきゃいけなかったということなんですね。

○佐藤教育長

小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

おっしゃるとおりでございます。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

はい、わかりました。実質的に追加になったのはこの幼稚園関係、幼稚園の副園長っていうことの改正だということですね。ここは。

○佐藤教育長

小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

幼稚園と、花巻新渡戸記念館になります。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

そうかそうですね、新渡戸記念館という、はい。わかりました。

○佐藤教育長

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。はい。それでは質疑を終結いたします。採決いたします。お諮りいたします。議案第12号「花巻市教育委員会代決専決規程及び花巻市教育委員会の所管に属する職員の服務規程の一部を改正する訓令」原案のとおり決することでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○佐藤教育長

それでは異議なしと認め、議案第12号は原案のとおり議決されました。次に日程第5、報告事項に入ります。事務局から報告をお願いします。岩間教育部長。

○岩間教育部長

はい。それでは配付の報告事項等の資料のほうをご覧くださいと思います。すみません、座ってご説明をさせていただきます。国の要請を受けまして、3月の2日から休校措置をとっておりまして、休校措置期間は19日までということで、現在市内の各小中学校につきましては春休み期間中ということになっておりますが、学校の再開につきまして、各学校が年度がわりで予定しております、4日から8日の間に始業式を実施しまして、学校を再開するということでただ今準備を進めております。この再開に当たりましては、国のほうからガイドラインが示されておりまして、そのガイドラインの内容に沿った形で、それぞれの学校で行うべきこと等について、3月27日付けで添付しております通知の内容で各学校に連絡をしているところでございます。大きくは、いわゆる3密の状態をどのように学校で防いでいくかというようなこと等が大きいところではございますが、現時点においては、当面4月30日までこの方針に則って学校を再開するということで考えております。ご覧いただく中で、特出しの部分についてだけご説明をさせていただきますけれども、まず一つ、1ページ目の1番下段になりますが、各家庭においての毎朝の検温それから風邪の症状等がないのかというようなことについて確認をしていただきたいということでの文書も発出したところでございます。その文書につきましても、資料の後ろから2番目のところですが、保護者様ということの文書で書いている、添付させていただいているとおりでございます。

併せてこのような、1番後ろの資料にありますが各家庭において検温をしていただい

て、記載していただいたものを学校に持ってくるというようなことでのお願いをするということでございますし、特に大きいのは、37度5分の熱があった場合はもう絶対に学校に来させないということで欠席をさせるということでの各家庭へのお願いが大きい部分でございます。児童につきましては、出席停止の扱いということになりますので欠席ではないよということも含めて、学校のほうからご連絡をいただくということになっております。また現在、非接触型の体温計の確保に努めておりまして、家庭で検温をできなかった児童生徒、それから様子を見て少しちょっと熱っぽいじゃないかと、体調が悪そうだなというような児童生徒については学校での検温を確実に実施していくというようなことでの連絡をしております。また教職員も同様ということでございまして、特にこの年度末に東京方面等へ家庭の都合で上京した教職員もいるものと思われますので、体調不良の状況がないかということについては、きちんと先生方自身も健康観察していただくということでのお願いを出しております。それから手洗いの徹底の部分でございますが、花巻保健所のほうに、アルコールの消毒液がなかなか十分ではないというような状況の中で学校再開したときのリスクについてのご意見を伺いましたが、保健所のほうからはアルコール消毒を汚い手でやってもしょうがないということで、1番大事なのは、石けんできちんと手を洗うということ、それさえできていれば逆にアルコール消毒がなくても十分だよというようなご指導いただきましたので、学校に対してまず石鹸を使った手洗いを徹底してほしいということでのお願いを出したというところですし、それとハンカチを忘れないでもたせてくれということでの家庭への依頼を行っているというようなところでございます。それからもう一つ、保健所のほうから今言った二つのほかに特に重要と言われたのは、抵抗力を高める指導ということで、規則正しい生活習慣、早く寝る、そしてきちんと栄養をとるというようなところを徹底して抵抗力を高めるという、免疫力を高めるということを指導することが重要だということでございましたので、この部分についても学校のほうにお願いをしたところでございますし、併せて保護者への通知にも盛り込んだところでございます。それから3密の状況を避けるためということで教室における換気のお願い、それから授業形態について、いわゆるグループワークについてはしばらくお休みをしてほしいですよというようなことについてもお願いをしたところです。

それから臨時休業に伴いまして、学習の遅れが発生している部分につきましては、まず4月、きちんとこの遅れを取り戻すように各学校、学年間で連携をして実施してほしいということで連絡をしております。4月におきましては、多数の中学校でこれまでですと修学旅行がありましたし体育祭が予定されておりましたが、4月そのような行事については全て見送りということになっておりますので、まず落ちついて子どもたちのケア、学習の遅れを取り戻すこと、それから学級づくり、これらをまず重点的に行ってほしいというこ

とで学校のほうにご連絡しているというような状況でございます。それから、次3ページの上段のほうに(7)になりますが、入学式始業式につきましては卒業式に準じて実施ということで連絡済みでございます。それから部活動につきましては、中学校については部活動のみの解禁ということで、例えば保護者会練習ですとかスポーツ少年団の練習についてはこれまでどおり禁止・中止ということですが、部活動については部活動のガイドラインに沿った時間、それから休養日の範囲内において、実施を可とするということで連絡しております。また市の他部署との連携によりまして、学校の体育館、体育施設だけでは部活動が十分にできないというような学校につきましては、地区の体育館等を利用させていただくということでの話し合いが終了しているところでございます。また小学校のスポーツ少年団の活動につきましては、スポーツ振興課を通じましてスポーツ少年団の本部のほうに中学校における部活動のガイドラインに準じた形での実施をする場合は、そのような形での実施をお願いしたいということでのお願いをしております。スポーツ少年団それから中学校の部活動につきましては、いずれも大会への参加、対外試合については禁止のままということで、合同練習につきましては、一対一、1校1校のような形であれば可というようなことで連絡をしております。

それから学校給食につきましては、まず配膳をする児童生徒の健康状態に十分に注意することと、机を向き合わせての食事は避けることということの連絡をしております。そのほか、特別な配慮ということで3ページの1番下になりますが、医療的ケアを必要とする児童生徒、教職員について、まず主治医と十分に連絡をしていただいて、勤務することのリスク、どういう状態になったときはもう勤務をしないというようなこととかについての事前の打ち合わせをきちんとしていただきたいということで連絡をしているところでございます。臨時休業等の判断につきましてはガイドラインに示されているとおりでまず実施をするということになりますけれども、保健所等と十分に連携しながら対応していくということで考えているところでございます。まず大きなところでは以上ということになります。参考資料といたしまして国のほうから出されましたチェックリスト10項目にわたるチェックリストも添付しておりますので、ご確認をお願いしたいというふうに思います。簡単ですが、以上再開に向けての通知内容についてご説明をさせていただきました。

○佐藤教育長

はい。3月27日時点で、4月30日までの当面の方向性ということでございます。かなり細かい部分まであるわけなんです、今ご報告申し上げましたとおりですが特にこの点について何かございましたらお願いします。37度5分はもうこれ、絶対だめ。早いところの入学式が4日、遅いところが8日ということで、卒業式のような形で実施されるというふうなことです。あと、着任できない先生いたね。佐々木学務管理課長。

○佐々木学務管理課長

中学校初任者の先生ですけれども、その方は埼玉に在住しておりまして、そういう方々は2週間、岩手に来てから自宅に待機していただくということです。

○佐藤教育長

そういったふうな事例も出てきてちょっと、学校が戸惑ってますけれども。佐々木課長。

○佐々木学務管理課長

特別休暇扱いです。

○佐藤教育長

子どもたちはともかくとしてやっぱり学校だと大人が1番怖いってということで、それには先生方も入るということです。今日の辞令交付式にも来られなかった。かわいそうでした。中村委員どうぞ。

○中村祐美子委員

せき等の風邪の症状っていうふうに書いていらっしゃると思うんですが、37度っていうのは測ればわかると思うんですけれども、風邪症状で欠席の判断をするというのはやはり受診をしてみるのか、みてそこでドクターストップをかけていただくのか、各家庭で本当にせきとか鼻水とか本来の風邪のような症状があった場合には一律お休みとさせるのかそのあたりの判断がちょっと難しいのかなと思うんですけれども、その場合はどういうふうに対応したらいいんでしょうか。

○佐藤教育長

佐々木学務管理課長。

○佐々木学務管理課長

欠席にならないのでどうぞ心配だったら休んでくださいということで、そういう場合には出席停止扱い、出席しなくてもいい日です。ですのでその上で受診をすすめる。

○佐藤教育長

なかなかちょっと判断難しいところもあるかもしれないけれども、お家の方をお願いするしかないということです。検温もお家でなかなかできない人もいるかもしれないけれどもまずお願いしますということです。それでも多分、中学生ぐらいになると大丈夫だなんて言って来る子もいるだろうから、学校でもちょっと気になる子とかについては検温してくださいねということ。また手洗いをしっかりやってくれということです。いずれ危ないなあとか熱っぽいとなったらまず大事をとって休ませてくれということです。中村委員。

○中村祐美子委員

それから今この時期すごく人が移動される時期でもあると思うんですけれども、周辺の自治体というか県ですね、最近山形でも発生しましたし、これからもしかしたら岩手のほ

うにもやってくるかもしれないと思うんですが、その場合に学校で感染者が確認された場合ってというのはインフルエンザの場合には、例えば何人以上発生すれば学級閉鎖とか学年閉鎖とかあると思うんですけれども、コロナの場合にはどういうふうな形になるんでしょうか。

○佐藤教育長

はい、岩間部長。

○岩間教育部長

はい、学校の中で発生した場合については文部科学省のほうから基本的な考え方ってのが既に示されておりまして、学校においていわゆる熱、せき等の症状が学校において出たっていう場合については休校となります。で、学校においてそういう症状がなかったけれども、例えば家族とかが発症して、その子についても濃厚接触者ということで検査をしたら陽性反応が出たというような場合は、出席停止ということで学校の閉鎖まではしなくてもいいよというのがいわゆるガイドラインとして今示されている部分です。ただ、そこが本当にそれだけでいいのかという部分についてはそれぞれ保健所等と十分に連携をして最終的な判断をしてくれというのが文科省からの通知ということもあるので、それでさっき言ったような発熱ってというような状態で学校に来られてしまって、陽性であれば学校をストップしなきゃいけないっていうことになってるので、家庭において十分体温とかを気にしていただきたいということでの趣旨があるということになります。はい。

○佐藤教育長

はい。恐らく昨日今日のニュースですが、文科省のほうでこのガイドラインのさらに詳細版について、近日中にもう1回出てくると思います。実際東京で、休校措置あと1か月なんて話も出てますのであとはそこからの出入りの件ですね。今実際花巻に私の近所なんかでも、やっぱりお盆の状態と同じように疎開と言ってもあれですけども花巻以外のところから帰ってきてる子が大分います。それぐらい動いてるんですね。ですからその気持ちもわかりますけれども、あとは県知事さんのメッセージの中でそういった発症者の多いところから移動してこられた方については、2週間ぐらいの自宅待機をお願いしますなんていうのが出てますので、言ったようにどんどんどんどんもっと、厳しいっていうんでしょうか、防止に向けた手だてってというのは細かいのが出てくるんだろうなというふうに思います。幸いまだ岩手県では出てないとはいっても、県単位のレベルで物を考えるのではなくて東北でいうと、青森、秋田、宮城の三方はもう既に出てるわけですから、もう岩手県が出てないというよりももう近隣ではあるという認識でいいといけないうのかなというふうに思っております。はい、ほかにございませんでしょうか。

あとは学校は勉強の遅れですね。先月調査したときには、中学校のほうではそんなに遅

れはないということでした。どうしても中学校は特に3年生は受験がありますんで、早め早めでやっていくんですけれども、小学校のほうでやっぱりぎりぎりまで目いっぱいやっていうところがあって、小学校のほうについては、やっぱり今月中では多分回復はできないと思いますね。5月いっぱいまで見通してやらなきゃないですが、ただ今度の校長会議でお話ししなければいけないのは、回復させるためにガンガンいくなど。大事なことだけ精選して、少し子どもたちの目線で進めてほしいということは言いたいと思います。学校が一番苦勞するのはそこだと思います。あとは行事の持ち方を、これから例えば中学校ですと、実は4月の下旬に運動会があったり、体育祭があったりするんですが、あれは延期とか修学旅行の延期も決まっていますけれども、逆に言うと、今まで目いっぱいやっていった学校行事等についてはある程度簡素化していかないと先生方がもたないんじゃないのかな。特に年度始めですので、そういったことも含めて、災い転じて福と成す部分もあってもいいんじゃないかなっていうことですけれども、その辺は校長会議の中でもっと詳しくお話をしていきたいと思います。はい。それではほかに報告事項についてございませんか。はい。それでは報告の部分を終わります。それではこれで本日の議事日程全て終了いたしました。閉会いたします。大変ありがとうございました。